

東アジア文化都市 2024 石川公式ポスターデザイン制作業務 委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

令和 6 年に本県で開催する「東アジア文化都市 2024 石川県」（以下「本事業」という。）を広く周知するとともに、開催気運の醸成を図るため、公式ポスターデザインを制作する。

なお、採用されたデザインは、公式ホームページ、公式リーフレット、公式ガイドブック、広報チラシ・グッズ等でも活用する。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名称
東アジア文化都市 2024 石川県公式ポスターデザイン制作業務委託
- (2) 業務内容
別添「仕様書」のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日から令和 6 年 2 月 22 日（木）まで
- (4) 予算上限額
500 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 スケジュール（予定）

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1) 公告 | 令和 5 年 12 月 11 日（月） |
| (2) 質問票提出期限 | 令和 5 年 12 月 15 日（金） |
| (3) 参加申込期限 | 令和 5 年 12 月 20 日（水） |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和 5 年 12 月 26 日（火） |
| (5) 選定結果通知・公表 | 令和 6 年 1 月中旬 |
| (6) 契約の締結 | 令和 6 年 1 月中旬 |
| (7) 納期 | 令和 6 年 2 月 22 日（木） |

4 プロポーザル参加資格

本プロポーザル（以下「プロポ」という。）に参加することができる者は、次に掲げる条件の全てに該当する者であること。

(1) 単独企業による参加

参加者は、以下の条件をすべて満たしていること。

- ①石川県内に本社、支社または営業所を有する法人であること。
- ②平成 10 年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成 9 年石川県告示第 581 号）に基づき、令和 4 年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- ③地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ④石川県から競争入札の指名停止または見積合わせへの参加排除を受けて、参加申込書及び企画提案書受付期間において、指名停止または参加排除期間

中にある者でないこと。

- ⑤参加申込書及び企画提案書受付期間において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす。

- ⑥次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下、同じ。）が 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 23 法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- ⑦石川県の納税義務を有する者にあつては、当該県税全般について、未納がない者であること。

(2) 共同企業体による参加

参加者は、以下の条件をすべて満たしていること。

- ①構成員のいずれかが上記（1）の①から③の条件を満たすこと。
- ②すべての構成員が上記（1）の④から⑦の全ての条件を満たすこと。
- ③各構成員が本プロポーザルに関して他の共同企業体の構成員となっていないこと。

5 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書に関する質問がある場合は、次により提出すること。

(1) 提出期限

令和 5 年 1 2 月 1 5 日（金）午後 5 時必着

(2) 提出方法

質問票【様式 1】を電子メールにより提出し、送付後必ず電話で着信確認を行うこと。

件名は、＜【企業名】公式ポスターデザイン制作業務委託募集への質問＞とすること。

(3) 提出先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県行政庁舎10階
東アジア文化都市2024石川実行委員会事務局
(石川県県民文化スポーツ部東アジア文化都市推進室)
電話：076-225-1367
メールアドレス：bunkatoshi2024@pref.ishikawa.lg.jp

(4) 質問の回答

電子メール

なお、実施要領及び仕様書等の補足事項として、周知の必要があると認められる場合は、参加申込書提出者に周知する。

(5) 留意事項

企画提案書の審査に係る質問は受け付けない。

6 参加申込書等の提出

本プロポへの参加を希望する場合は、次のとおり参加申込書を提出すること。

(1) 提出期限

令和5年12月20日（水）午後5時必着

(2) 提出書類及び部数

① 参加申込書【様式2】〈1部〉

② 誓約書【様式3】〈1部〉

③ 事業者概要【様式4】〈1部〉

※定款、役員名簿、パンフレット等を添付すること

④ 業務実績【様式任意】〈1部〉

※成果物がある者は添付すること。

⑤ 石川県が発行する納税証明書〈1部〉

(3) 提出方法

持参又は郵送

※提出書類を郵送する場合、担当者に事前に電話連絡の上、記録が残る方法により提出期限までに必着させること。

(4) 提出先

上記5(3)に同じ。

なお、持参の場合の受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後4時迄とする。

(5) 参加の辞退

参加申込書【様式2】を提出したにもかかわらず、事情等により参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届【様式5】を提出すること。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和5年12月26日（火）午後5時必着

(2) 提出書類及び部数

① 企画提案書

ア ポスターデザイン（フルカラー）

＜1 案につき B 2 サイズ 1 部、A 4 サイズ 4 部＞
イ ポスターデザイン制作にあたってのコンセプトやデザインの狙いなど
（A 4 サイズ 様式任意）＜1 案につき 1 部＞

※留意事項

- ・文字サイズは、12 ポイント以上とすること。
- ・言語は日本語、通貨は日本円、単価は日本の標準時及び計量法の法定単位によるものとする。
- ・上記ア、イともに電子データ（PDF）も提出すること。

② 見積書（様式任意）＜1 部＞

※留意事項

- ・宛先は「東アジア文化都市 2024 石川県実行委員会 会長 馳 浩」とすること。
- ・見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税、合計金額を明記すること。
- ・見積額が 2 (4) 委託費用を上回った場合は、審査の対象としない。

(3) 提出方法

持参又は郵送

※提出書類を郵送する場合、担当者に事前に電話連絡の上、記録が残る方法により提出期限までに必着させること。なお、封筒に「公式ポスターデザイン制作業務委託関係書類在中」と朱書きすること。

(4) 提出先

上記 5 (3) に同じ。

なお、持参の場合の受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く、平日の午前 9 時から午後 4 時迄とする。

(5) 留意事項

- ・企画提案書は、複数案提出できるものとする。
- ・提出期限までに提出しない者は辞退したものとみなす。
- ・提出日現在において未発表のもので、他に類似の例がなく、商標登録及び出願の公開がされていないものとする。
- ・企画提案書の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- ・ポスターデザイン決定後、イラストレーター等加工可能なデータ及び PDF データ（それぞれ B 2・A 4 サイズ以上に拡大しても対応可能なデータ）を提出するものとする。

8 企画提案書の選定方法

(1) 公募型プロポーザル方式とし、最も優れた企画提案を選定する。

(2) 審査は非公開で行う。

(3) 失格

次のいずれかに概要した場合は、失格となることがある。

- ・他の企画提案書提出者（以下「参加者」という。）と企画提案書の内容等について相談を行うこと。

- ・本実施要領に適合しない書類を作成すること。
- ・その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

9 契約の締結

- (1) 東アジア文化都市2024石川県実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、最も優れた提案を行った者と本件業務委託について、別途あらためて内容を協議した上で契約を締結する。

ただし、その者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合等において、契約の締結を行わないことがある。

- (2) 契約書の作成に必要な経費は、委託者と受託者双方の負担とする。

10 選定結果の通知・公表

選定結果は、参加者に対し別紙1又は2により通知する。

なお、審査内容や選定に係る質問や異議は一切認めない。

11 契約の解除

契約締結後であっても、次に該当する場合は契約を解除することを妨げないものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の申請が明らかになった場合
- (2) 受託者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務遂行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力が無いと認められた場合

12 著作権等

- (1) 採用された企画提案に係る著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利、商標・意匠の出願及び登録をする権利等）は、受注者または第三者がツール等として従前から著作権を有している場合を除き、実行委員会に帰属する。

また実行委員会は、文化祭の広報宣伝を目的とした改変及びホームページ、リーフレット、ガイドブック、広報チラシ・グッズ等の本事業広報活動への二次利用ができるものとする。

- (2) 受注者は、県に著作権を譲渡し、または県に著作権法に基づく利用を許諾した成果品に関し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果品及び構成要素に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利については書面で許諾を取得するとともに、委託者に書面で報告すること。また当該費用も見積額及び契約額に含めること。
- (4) 採用された企画提案について、第三者の著作権、商標権等に関する問題が生じた場合は、全て参加者の責任とする。
- (5) また、既存の著作物に関して、委託者が当該部品等を利用する場合、若しくは外部サーバにアップロードする場合は、受託者は当該著作物の権利者に対し、二次使用权等の承諾を得ること。

13 その他

- (1) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため、協議の

上、委託費の範囲内で変更する場合がある（校正あり）。

また、成果物に軽微な修正をかけることができるものとする。

- (2) 提出された書類は返却しない。また、提出した企画提案書を実行委員会に無断で他に使用することはできない。
- (3) 提出書類は、参加者に無断で審査以外を目的に使用しないが、委託候補者選定作業のため、複製する場合がある。
- (4) 企画提案書等の作成及び提出等に要した経費は参加者の負担とする。
- (5) 本プロポの参加により、実行委員会から知り得た情報を他者に漏らしてはならない。
- (6) 選定結果として企画提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。県民等から情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (7) 本要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令及びその関係法令並びに石川県個人情報保護条例、石川県財務規則及びその他の石川県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。